

7 農道設計業務特別仕様書記載例

農道設計業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	(目的) (名称) (レベル)	本業務は、〇〇事業の〇〇〇〇ため〇〇〇〇農道の〇〇設計を行うものである。
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする、□□□□の建設予定地は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇地先で別添位置図に示すとおりである。	
(土地の立入り等) 第1-4条		
(低入札価格契約における 第三者照査) 第1-5条	(記載例－1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 〇〇農政局において、〇〇年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 〇〇農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。	

農道設計業務特別仕様書記載例		
項	目	内 容
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条		6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 (記載例－2) 1 別紙○に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2～8
	(一般事項) 第1-7条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】			
・ 2～8は（記載例－1）と同じ			
【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】			
・ 業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、設計作業の内容に応じ、必要なものを記載する。 ・ ISO9000s認証取得（JIS Q9001:2000 [ISO9001:2000] を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。			
項	目	内 容	
(履行義務) 第1-14条		1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。	
(品質システム文書の取扱い) 第1-15条		1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。	

農道設計業務特別仕様書記載例																
項 目	内 容															
(管理技術者) 第1-8条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </table>		資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第1-9条	1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。		資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第1-10条	1 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。 （調査業務を合わせ行う場合に追記する。） 2 担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせ行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。															

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
項 目	内 容		
(品質システムの変更) 第1-16条	3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。		
(発注者への協力) 第1-17条	受注者は、第1-15条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。 1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。		
・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 ・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙表－1を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、「農業土木」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙表－1を参考に追記する。		第10条	第1-6条
・本条（照査技術者）は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 ・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 ・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙表－1を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、「農業土木」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙表－1を参考に追記する。		第11条	第1-7条
・「照査手引書」に基づく照査を行うことが出来ない工種で、照査を行う場合は、2を以下の内容に変更する。 2 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりする。 (1) 業務計画作成時 (2) 基本条件の設定時 (3) 細部条件及び構造検討節目の決定時 (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合			
・設計業務と土質・地質調査を一括発注する場合は、設計業務の担当技術者の報告は共通仕様第1-8条によるが、この特別仕様書により土質・地質調査業務の担当技術者について規定する必要がある場合は記載する。 ・また、測量業務と一括発注する場合は、測量作業について測量作業規程により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。			第1-8条

農道設計業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
(配置技術者の確認) 第1-11条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。	
(保険加入) 第1-12条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
(技術員等の配置) 第1-13条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。	
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 農道 （平成17年3月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。	
(設計条件) 第2-2条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 (1) 設計基本条件 ア 農道の種類 イ 計画交通量 ウ 計画交通機種 エ 設計速度 k m／hr オ 幅員 カ 設計自動車荷重 (2) その他の設計条件 ア 始終点の制約条件 イ 路線計画の制約条件 ウ ○○指定区域 エ 土取場、土捨て場等の条件 オ 構造 カ 附帯設工 (3) 土地改良事業標準設計の適用 土地改良事業標準設計を適用できる構造物は、次のとおりである。	

作成要領及び留意事項									
内 容		契約書	共通仕様書						
現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。 適用する図書名を記入する。 (例) <table><tr><td>土地改良事業計画設計基準 設計</td><td>パイプライン</td></tr><tr><td>〃</td><td>水路トンネル</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 計画</td><td>暗きょ排水</td></tr></table> ・設計の基本条件について記入する。 ・設計基準に示す農道の種類を記入する。 ・設計業務に舗装設計を含む場合は、大型車の交通量も記入する。 ・事業計画書等で既に農道の幅員が定められている場合は、当該幅員を記入する。 ・橋梁が予想される場合は、設計自動車荷重を記入する。 ・その他設計上の制約条件等がある場合は記入する。 (例) ・道路協議等で始終点、路線計画上の制約条件がある場合。 ・法的指定区域がある場合。 ・路床の設計C B Rが明示できる場合。 ・路肩の構造等で制約条件がある場合。 ・附帯施設（ガードレール、案内標識、側溝等）の設置で地元等との調整済事項、事業所基準がある場合。 ・土地改良事業標準設計が適用可能な構造物を記入する。		土地改良事業計画設計基準 設計	パイプライン	〃	水路トンネル	土地改良事業計画設計基準 計画	暗きょ排水		第1-11条 第1-12条
		土地改良事業計画設計基準 設計	パイプライン						
〃	水路トンネル								
土地改良事業計画設計基準 計画	暗きょ排水								
			第1-37条						

農道設計業務特別仕様書記載例			
項 目	内 容		
(参考図書) 第2-3条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。		
	番号	名 称	発行所 制定（改訂）年月
(貸与資料等) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりである。		
	分 類	貸 与 資 料	数量
(参考図書及び貸与資料の 取扱い) 第2-5条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。		
(関連業務) 第2-6条	番号	業 務 名	業務実施期間

作成要領及び留意事項					
内 容		契約書	共通仕様書		
・ 参考にする図書について記入する。 ・ 参考にする図書の発行並びに制定（改訂）年月を記入する。 (記入例)		第16条	第2-1条		
1	名 称			発行所	制定（改訂）年月
2	土木製図（通則）			JISA0101	
3	土木製図基準			土木学会	
4	道路土工、施工指針			日本道路協会	
5	道路橋示方書			〃	
6	防護柵設置要綱			〃	
7	道路標識設置基準			〃	
8	道路土工、排水工指針			〃	
9	道路構造令の解説と運用			〃	
10	農道の安全施設設置要綱			構造改善局	
11	河川管理施設等構造令			日本河川協会	
12	道路橋示方書、耐震設計編			日本道路協会	
13	道路橋支承便覧			〃	
14	簡易舗装要綱			〃	
・ 貸与資料等について必要なものは適宜に追加する。 (記入例)		第16条	第1-4条 第1-13条		
分 類	貸 与 資 料			数量	
調査関係資料	〇〇地区土質調査報告書			1 部	
測量関係資料	〇〇路線測量成果物			1 部	
協議関係資料	〇〇協議関係資料のうち本業務に関する資料			1 部	
用地関係資料	用地関係資料〇〇用地借地契約に関する資料			1 部	
その他	〇〇農政局制定定数数量計算運用規定			1 部	
	〇〇農政局設計積算基本的取決事項	1 部			
・ 設計作業中に基準の基本的な改正が有り得るので、発注者は基準改正の情報を常に受注者に提供するよう努める必要がある。					
・ 初回打合せ時に一括貸与出来ない場合は、貸与資料ごとに貸与時期を示す。					

農道設計業務特別仕様書記載例							
項 目	内 容						
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。 作業項目表						
	<table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考			
作 業 項 目	数 量	備 考					
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。						

作成要領及び留意事項			契約書	共通仕様書																																	
内	容																																				
ア 作業項目表については、記入例のとおり主要な作業項目を記載する。なお、別紙作業項目内訳表の個々の細部項目の数量単位が異なる場合は、細部項目も記入する。 イ 別紙作業項目内訳表のうち実施する「作業実施」欄に○印を付す。 ウ 別紙作業項目表には、「設計業務標準歩掛」に基づく標準的な作業内容を記載しているが、各種業務の条件が標準歩掛の内容と異なる場合や標準歩掛が定められていない作業内容で、参考歩掛や他の適正と認められる実績や資料を適用している場合は、その作業項目、内容等の条件や技術者の所要人数等を的確に追加記載する。 また、作業項目が同一であっても作業内容が異なる場合は、別紙作業項目内訳表の作業内容を変更する。 (記入例) 河川協議、道路協議、比較検討 エ 附帯工がある場合は、必要に応じてその作業項目、内容等を記載する。 オ 別紙作業項目内訳表「作業内容」欄の【 】には、「設計業務標準歩掛」の特記事項及び補正欄を参考に留意事項を記載する。 カ 積算に要した路線延長を記入する。 キ 橋梁を見込んで積算した場合は、そのタイプ、規模別に記入する。 ク トンネルを見込んで積算した場合は、その延長を記入する。 ケ 変更時の記載方法 変更時に作業項目を追加する場合は、前項ウと同様の取扱いとする。 なお、別紙作業項目内訳表「作業実施」欄には、変更後の全ての該当作業項目に○印を付す。 (記入例) <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>現況調査計画</td><td>○地区</td><td></td></tr><tr><td>道路計画</td><td>L＝○○m</td><td></td></tr><tr><td>道路トンネル</td><td>L＝○○m</td><td></td></tr><tr><td>道路トンネル設備</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>橋梁上部工</td><td>○橋</td><td></td></tr><tr><td>橋台工</td><td>○基</td><td></td></tr><tr><td>門型ラーメン・箱型函渠</td><td>○基</td><td></td></tr><tr><td>のり面工</td><td>○ヶ所</td><td></td></tr></table> コ この表は、実施設計について記載しており、構想設計、基本設計については、別紙作業項目内訳表により必要項目を転記している。 サ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、その一部を当該業務の受注者等に行わせる場合は、次表を作業項目表に追加する。 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>歩掛調査</td><td>1式</td><td></td></tr></table> ・作業の留意点について必要なものは適宜追加する。 ・特に図面縮尺等を明示する必要がある場合は記入する。 ・標準設計を適用できる工種については、その工種、利用可能な数量等を明示しておく。			作 業 項 目	数 量	備 考	現況調査計画	○地区		道路計画	L＝○○m		道路トンネル	L＝○○m		道路トンネル設備	1 式		橋梁上部工	○橋		橋台工	○基		門型ラーメン・箱型函渠	○基		のり面工	○ヶ所		作 業 項 目	数 量	備 考	歩掛調査	1式			
作 業 項 目	数 量	備 考																																			
現況調査計画	○地区																																				
道路計画	L＝○○m																																				
道路トンネル	L＝○○m																																				
道路トンネル設備	1 式																																				
橋梁上部工	○橋																																				
橋台工	○基																																				
門型ラーメン・箱型函渠	○基																																				
のり面工	○ヶ所																																				
作 業 項 目	数 量	備 考																																			
歩掛調査	1式																																				

農道設計業務特別仕様書記載例		
項	目	内 容
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条		(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (記載例－1) (7) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。 (記載例－2) (7) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。
	(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ・ ・ イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
・ 建築物の設計を含む場合に記載する。			
・ 柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。			
・ 全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務を対象に、業務の成果品質確保対策として取り組む場合に記載する。			
・ 確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 （ア）設計条件・前提条件 （イ）業務計画の妥当性 （ウ）スケジュール （エ）設計変更内容 （オ）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等			
・ 業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。			

農道設計業務特別仕様書記載例		
項	目	内 容
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条		成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部
(成果物の提出先) 第6-2条		成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業(務) 所
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条		業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条		この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
・ 成果物の出力の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)			第1-17条
		第17条～ 第20条	第1-21条～ 第1-24条
・ 河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・ この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。		第58条	

別紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 ・設計業務共通仕様書第1-6条第3項、第1-7第2項による業務に該当する部門は、下記の表－1のとおりです。 表－1 資格部門及び選択科目表 ① 技術士		第1-8条 第1-9条	第1-6条 第1-7条
技 術 部 門	選 択 科 目		
機 械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械		
船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、舶用機器、船舶・海洋		
航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム		
電気電子	発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム		
化 学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス		
繊 維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品		
金 属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム		
資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化		
建 設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境		
上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境		
衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理		
農 業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画		
森 林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産		
水 産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通		
経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント		
情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤		
応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質		
生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学		
環 境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価		
原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用		
総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業－農業土木、農業－農業農村工学、応用理学－地質など）		

別紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
② シビル コンサルティング マネージャー (RCCM)			
RCCMの部門			
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	12	地質部門
2	港湾及び空港部門	13	土質及び基礎部門
3	電力土木部門	14	鋼構造及びコンクリート部門
4	道路部門	15	トンネル部門
5	鉄道部門	16	施工計画、施工設備及び積算部門
6	上水道及び工業用水道部門	17	建設環境部門
7	下水道部門	18	機械部門
8	農業土木部門	19	水産土木部門
9	森林土木部門	20	電気電子部門
10	造園部門	21	廃棄物部門
11	都市計画及び地方計画部門	22	建設情報部門

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第1-5条、第5-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額